

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

健康福祉政策課

1 改正内容

常勤役員の賞与（12月分）の支給月数を0.05月分引上げ

対象役員	改正前	改正後	摘要
理事長	1.7月	<u>1.75月</u>	0.05月分増額
副理事長	1.125月	<u>1.175月</u>	0.05月分増額

2 改正の理由

- (1) 人事委員会の勧告により、県職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が引上げられたことを踏まえ、役員賞与支給月数引上げを行った。
- (2) 県職員は平成29年12月支給分から引上げを適用したが、病院機構の経営状況等を鑑み、平成29年12月支給分からではなく、平成30年12月支給分からの適用とした。

3 施行期日

平成30年4月1日

《参考》地方独立行政法人法 抜粋

(役員報酬等)

第48条

- 2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない。
- 3 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。



29 本部第 388 号
平成 30 年(2018 年) 3 月 27 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構
理事長 久 保 惠 嗣

地方独立行政法人長野県立病院機構の役員の報酬及び職員の
退職手当以外の給与の支給基準の変更について (通知)

地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 56 条及び第 57 条第 2 項の規定により、役員
の報酬及び職員の退職手当以外の給与の支給基準を変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 改正内容

別添「平成 30 年 4 月 1 日における職員給与規程等の一部改正の概要」のとおり

2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

3 添付書類

- ① 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程 新旧対照表
- ② 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程 新旧対照表
- ③ 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表

本部事務局総務課 田中 健司 (課長) 長澤 洋介 (担当) 電 話 026(235)7160 (直通) F A X 026(235)7161 電子メール honbu@pref-nagano-hosp.jp

平成30年4月1日における職員給与規程等の一部改正の概要

H30.3

本部事務局 総務課

○ 規程改正の内容

職員給与規程…① 有期雇用職員給与規程…② 役員報酬規程…③

項目	内容	適用日	改正対象の規程		
(1) 給料表	・月額の引上げ(平均0.12%)	H30.4.1	①、②		
(2) 初任給調整手当	・支給額の増額 (医師のみ) (限度額を368,000円→368,400円)	H30.4.1	①		
(3) 期末・勤勉手当 (役員は賞与)	・支給月数の引上げ			H30.12.1 ①、②、③	
	区分	H29.12	H30.12		増分
	一般職員	0.85月	0.95月		0.1月
	再雇用職員	0.4月	0.45月		0.05月
	特定期限付	1.625月	1.675月		0.05月
	理事長	1.7月	1.75月		0.05月
副理事長	1.125月	1.175月	0.05月		
(4) 扶養手当	・下表のとおり	H30.4.1	①		

・扶養手当の見直し内容 (段階的に改定)

年度		平成29年度 (現行)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度 以降
扶養親族	配偶者					
	事務職給料表 7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	事務職給料表 8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	医療職給料表 (1) 4級	13,000	10,000	6,500	3,500	支給しない
	子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	事務職給料表 7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	事務職給料表 8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	医療職給料表 (1) 4級	6,500	6,500	6,500	3,500	支給しない

- ・事務職給料表 7級以下には、医療職給料表 (1) 3級以下、医療職給料表 (2) 7級以下、医療職給料表 (3) 6級以下、介護福祉職給料表 5級以下を含む。
- ・職員に配偶者が不在の場合の扶養親族 1人に係る手当額については、平成29年度は11,000円、平成30年度は子10,000円・父母等9,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表

平成30年3月22日
規程1-4-10

改正後	改正前
<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の112.5</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の117.5</u>」とする。</p> <p>附 則（平成30年3月22日規程1-4-10） この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の112.5</u>」とする。</p>

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1-4

〔沿革〕 平成 23 年 11 月 30 日規程 4-1-5 = 一部改正
平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1 = 一部改正
平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2 = 一部改正
平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3 = 一部改正
平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4 = 一部改正
平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5 = 一部改正
平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6 = 一部改正
平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7 = 一部改正
平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8 = 一部改正
平成 29 年 11 月 30 日規程 1-4-9 = 一部改正
平成 30 年 3 月 22 日規程 1-4-10 = 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員報酬)

第 2 条 常勤の役員報酬は、基本給、地域手当、理事長手当、副理事長手当、通勤手当、診療手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員報酬（診療手当及び賞与を除く。）は、毎月 16 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 診療手当は、報酬の支給方法に準じて、その月の分を翌月の報酬支給日に支給する。

3 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、これらの日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日を支給日とする。

4 非常勤の役員報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本給)

第 4 条 基本給は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長

月額 850,000 円

(2) 副理事長

月額 250,000 円

(地域手当)

第 5 条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 医師又は歯科医師である者 基本給に 100 分の 16 を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に100分の2.0を乗じて得た額
(理事長手当)

第6条 理事長手当は、理事長の職にある者に支給する。

2 理事長手当の月額は、理事長の基本給に100分の25を乗じて得た額とする。
(副理事長手当)

第7条 副理事長手当は、副理事長の職にある者に支給する。

2 副理事長手当の月額は、前条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。
(通勤手当)

第8条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(診療手当)

第9条 診療手当は、診療業務に従事する常勤の役員に支給する。

2 診療手当の額は、業務1日につき10,000円とする。

(賞与)

第10条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30

3 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与(第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(非常勤役員報酬)

第11条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事

月額 30,000円

(2) 監事

月額 30,000円

(例月報酬の日割計算)

第12条 新たに常勤の役員になった者には、その日から基本給、地域手当、理事長手当及び

副理事長手当（以下この条において「例月報酬」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの例月報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの例月報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により例月報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その例月報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（役員報酬の支払方法）

第13条 役員報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（病院職員を兼務する役員報酬）

第15条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しない。

（雑則）

第16条 この規程の実施に必要な報酬の支給手続等の事項については、法人の職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の117.5」とする。

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。

(1) 理事長

月額 765,000円

(2) 副理事長

月額 225,000円

附 則（平成23年11月30日規程4-1-5抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月26日規程1-4-1）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規程1-4-2）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程 1-4-4）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第 2 項及び附則 2 の規定は平成26年12月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月30日規程1-4-5）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月27日規程1-4-6）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は平成27年 4 月 1 日から適用する。
- 2 施行日から平成30年 3 月31日までの間における次の表の左欄に掲げる役員報酬規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条(1)	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第 5 条(2)	100分の2.0	100分の2.0を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則（平成28年 3 月24日規程1-4-7）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年 3 月24日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第 2 項及び附則第 2 項の規定は平成27年12月 1 日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成27年 4 月 1 日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日規程1-4-8）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第 2 項及び附則第 2 項の規定は平成28年12月 1 日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成28年 4 月 1 日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成29年11月30日規程1-4-9）

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 平成29年12月に支給する賞与については、第10条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、基本給及び地域手当の合計額に、理事長にあつては100分の135を、副理事長にあつては100分の77.5を乗じて得た額とする。
- 3 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間における常勤の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。
 - (1) 理事長
月額 765,000円
 - (2) 副理事長
月額 225,000円附 則（平成30年3月22日規程1-4-10）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。